

越谷市公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和 3年11月11日

越谷市長 福田 晃

1. 入札対象業務

- (1) 業務名 喫煙トレーラー賃貸借（長期継続契約）
- (2) 業務場所 北越谷駅前西口（さくら広場内）越谷市北越谷二丁目42-1
- (3) 履行期間 令和 4年 3月 1日から令和 9年 2月28日まで
- (4) 業務概要 設計図書等のおり
- (5) 入札手続 入札書の提出は、郵便により行うものとする。

2. 入札に参加できる者の形態

単体とする。

3. 入札参加に必要な級別格付等の条件

入札参加に必要な条件は、令和3・4年度越谷市物品購入等競争入札参加資格者として登録があり、次の条件のおりとする。

- (1) 所在区分
条件なし
- (2) 業種・種目区分
210：賃貸（車輛・船舶・バイク・自転車）
- (3) 級別格付等
条件なし
- (4) 実績等
条件なし

4. 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 越谷市物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 公告日から落札決定の日までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定の日までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定の日までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に入札に参加させることが適当と認める者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け、公告日において入札参加資格を有する者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

5. 入札書の提出期限及び開札日時

入札書の提出期限及び開札日時は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限
令和 3年11月25日（木）午後5時00分まで
- (2) 開札日時
令和 3年11月26日（金）午前9時25分
- (3) 開札場所
第三庁舎5階 会議室5

6. 設計図書等

設計図書等は、越谷市ホームページに掲載するので、ダウンロードにより調達するものとする。なお、申出のあった入札参加者に対し、期間を定めて貸与することができるものとする。

7. 設計図書等に関する質疑及び回答

設計図書に関して質疑がある場合は、質問書を電子メール又はFAXにより提出すること。

なお、質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

また、FAXによる提出の場合、FAX送信後、受信確認のため電話での連絡も行うこと。

- (1) 受付期間
令和 3年11月17日（水）午前10時00分まで
- (2) 提出先
総務部契約課 宛 FAX番号 048-966-6008
電子メールアドレス keiyaku@city.koshigaya.lg.jp
- (3) 回答期日
ホームページに掲載する方法で、令和 3年11月19日（金）午後3時00分までに回答する。

8. 最低制限価格

採用しない。

9. 入札保証金

免除する。

10. 現場説明会

行わない。

11. 契約保証金

- (1) 落札者は、支払月額に12を乗じた額の100分の10以上の額による契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付を免除する。
 - ① 越谷市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
 - ② 本年度の前々年度の4月1日以後に2回以上国又は地方公共団体において、種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行実績がある者

12. 支払条件

完了払（毎月払）とする。

13. 契約に関する規則等の閲覧

契約に関する規則等は、総務部契約課で閲覧することができる。

14. 落札者の決定方法等

越谷市物品購入等一般競争入札実施試行要領の規定に基づき、落札者の決定を次のとおり行うものとする。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者から順に、落札候補者とする。なお、落札候補者のみに対し連絡をする。
- (2) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めるときは、落札者となり、他の入札参加者の入札参加資格審査は行わないものとする。
なお、落札者のみに対し連絡をする。
- (3) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者に連絡するとともに、その入札は無効とする。

15. 入札に関する注意事項

(1) 入札書の記載方法等

入札参加者は、契約規則、設計図書、現場等を熟覧のうえ、総額により入札しなければならない。なお、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数

1回とする。

ただし、越谷市郵便入札実施要領第13条に規定する再入札を行う場合は、この限りでない。

(3) 提出書類

入札書の提出は、書留郵便（一般書留、簡易書留）、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便又はレターパックによる郵送とする。

それ以外の方法（通常郵便、宅配業者によるメール便、持参など）により提出された場合は、無効となる。

提出先

〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1 越谷市役所総務部契約課 宛

(4) その他

開札に立会いを希望する場合は、開札立会申請書を開札日の前日正午までに電子メール又はFAXにて送信すること。

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

16. 入札の無効

- (1) 入札者の押印のない入札書等による入札
- (2) 入札金額を訂正した入札書等による入札
- (3) 記載事項（入札金額を除く。）を訂正した場合には、その箇所に押印のない入札書等による入札
- (4) 押印された印影が明らかでない入札書等による入札
- (5) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書等又は記入した事項が明らかでない入札書等による入札
- (7) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (8) 指定された方法以外により提出された入札
- (9) 到達期限後に提出先に到達した入札
- (10) 入札書等が不備である者がした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反し、又は不正な行為があった入札

17. 落札者等の公表

落札者等の公表は、ホームページに掲載し行う。

18. 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、公告及び設計図書等並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書が到達期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

19. 入札方式の変更

談合等不正行為のおそれがあると認める場合は、越谷市抽選型競争入札実施要綱に基づき、抽選型競争入札に入札方式を変更するときがある。

20. 問い合わせ

越谷市役所総務部契約課

電話 048-963-9131（直通）